

外国人の人権について考えましょう ～ヘイトスピーチ対策法～

そもそもヘイトスピーチって何？

現在、国内では「ヘイトスピーチ」が大きな社会問題となっています。みなさんは、新聞やテレビのニュースで、「ヘイトスピーチ」という言葉を聞いたことがありますか？

「ヘイトスピーチ」とは、憎悪や差別意識をあおる目的で、特定の民族や国籍の人々を激しく侮辱したり、締め出したりする差別的言動のことです。これには、街宣行為やデモに限らず、インターネット上での投稿なども含まれます。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為です。1人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざすうえで、こうした行為は許されるものではありません。



ヘイトスピーチ対策法が施行されました

近年、東京や大阪などの都市部を中心に、ヘイトスピーチ関係の活動が激化するなか、国連からは正勧告を受け、国会では「ヘイトスピーチ対策法(正式名：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。この法律は、「ヘイトスピーチは許されない」とうたっており、一部のデモが中止になるなどの効果が出ています。

また、国や自治体に、ヘイトスピーチ解消に向けた「相談体制の充実」や、「教育・啓発活動の充実」を求めると同時に、国民のみなさんにも「ヘイトスピーチ解消に対する理解を深め、ヘイトスピーチのない社会を実現していくよう努めなければならない」と規定しています。

すべての人々の人権が守られるために

小郡市でも、外国籍の方の人口が年々増加しています。2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の方と交流する機会は、今後ますます増加するでしょう。市では、今後もヘイトスピーチを許さない取組を進めるとともに、民族や国籍などの違いを超え、互いの人権を尊重しあい「誰もが差別されず、一人ひとりの人権が守られるまち おごおり」の実現をめざして、みなさんと共に取り組んでいきます。



ヘイトスピーチによる人権侵害など、人権に関するご相談は

みんなの人権110番 ☎0570-003-110



● 問合せ先 人権・同和対策課 ☎72-2111内線432